

## 公募型樹木等採取 応募要領

甲府河川国道事務所は、河川敷に繁茂する樹木の伐採（採取）をする方を公募します。  
応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和7年10月6日（月）

### 2. 概要

(1) 名称 公募型樹木等採取

(2) 目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害し、更に、洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等の施設に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、河川の状況を把握するための巡視（パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、甲府河川国道事務所では計画的に伐採を行っています。

これまで、経費の縮減と木材の有効活用を図るため、伐採した樹木の無料配布を行っていますが、更なる経費の縮減を図るため、樹木の伐採をする者（以下「採取者」という。）を公募します。

(3) 伐採地区（資料－1 位置図参照）

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| ①山梨県山梨市北地先      | （笛吹川右岸 八幡橋の上下流）         |
| ②山梨県笛吹市一宮町田中地先  | （笛吹川左岸 笛吹橋の約 800m 上流）   |
| ③山梨県中央市浅利地先     | （笛吹川左岸 豊積橋の下流側）         |
| ④山梨県南アルプス市上高砂地先 | （釜無川右岸 中部横断自動車道橋梁の上下流）  |
| ⑤山梨県甲斐市竜王地先     | （釜無川左岸 信玄橋から約 1.3km 下流） |
| ⑥山梨県南巨摩郡身延町丸滝地先 | （富士川左岸 身延橋の上流側）         |
| ⑦静岡県富士市木島地先     | （富士川右岸 富士川かりがね橋の上流側）    |

(4) 作業期間

令和7年12月15日（月）から令和8年2月27日（金）まで

(5) 試行の取り組み

今回公募する河川内樹木の伐採は、河川法25条において「河川内の産出物の採取」として許可が必要と規定されており、実施する方には河川法第25条の許可申請をしていただきます。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、公募の対象としている樹木が河川管理上の支障となる一方で、地域にとって燃料等への有用な材となることから有効活用の促進のため、従来、河川管理者が実施してきた工程の一部を、許可を受けた者（採取者）が実施するという取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

(6) 根拠法令

①河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という）第25条

【概要】河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したも

のを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

3. 公募への参加資格

公募への参加資格は、以下のいずれにも該当しない者とします。

- ① 過去3年間に「公募型樹木等伐採」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 直近1年間の税を滞納している者。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ④ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者。（団体（企業）による応募の場合）
- ⑤ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（団体（企業）による応募の場合）
- ⑥ その他、甲府河川国道事務所長が参加不相当と判断する者
- ⑦ 営利を目的とした伐採を行う者

4. 応募方法

(1) 公募型樹木等伐採応募様式の提出

①提出する物：「応募様式」に必要事項を記載の上、提出して下さい。

※記載に当たっては、「記入要領」を良く確認して下さい。

②提出方法：電子メール又は郵送、持参とします。

③提出先

a. メール送信する場合

メールアドレス：[ktr-kf-koubo@mlit.go.jp](mailto:ktr-kf-koubo@mlit.go.jp)

メールの件名を「【公募型樹木等伐採への応募】〇〇 〇〇（氏名）」として下さい。また、容量を3MB以内に納めて下さい。

b. 郵送する場合（住所等は「17. 連絡先等」を参照して下さい。）

ア. 甲府河川国道事務所 河川管理課

c. 持参する場合（住所等は「17. 連絡先等」を参照して下さい。）

ア. 甲府河川国道事務所 河川管理課

イ. 甲府河川国道事務所 笛吹川出張所

ウ. 甲府河川国道事務所 富士川上流出張所

エ. 甲府河川国道事務所 富士川中流出張所

オ. 甲府河川国道事務所 富士川下流出張所

※ 上記イ～オの各出張所へ持参する場合は、予め電話連絡をして下さい。

- ④受付期間：令和7年10月6日（月）から令和7年10月31日（金）まで  
持参の場合は、上記期間の内、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
8時30分から17時15分まで。  
郵送の場合は令和7年10月31日（金）17時15分の消印まで有効。

## 5. 選定の方法

- (1) 選定にあたっては、応募様式の記載内容を確認の上、選定します。

なお、応募者及び希望区画数の合計が予定区画数を超える場合には、以下の者を除いた上で、抽選により選定するものとします。

・過去3年間に「公募型樹木等伐採」の許可を受けた者のうち、「河川管理者からの指導」、「許可の取り消し」、「採取不履行」等に該当する者。

- (2) 選定の結果は、以下の期日までに応募者全員へ通知します。

メールで応募された方及び応募様式にメールアドレスを記載した方

・令和7年11月12日（水）までにメールで通知します。

郵送・持参された方の中でメールアドレスの記載が無い方

・令和7年11月12日（水）までに応募様式記載の住所へ発送します。

※ 郵送通知の場合は、郵送手続き及び配達作業の関係で令和7年11月12日（水）以降に到着することがあります。

- (3) 選定された方には、選定結果の他、伐採区画も併せて通知します。

## 6. 伐採区域と伐採区域に生育する樹種、樹径等の情報

- (1) 伐採区域及び、樹種、樹径等については、資料-2のとおり。

- (2) 主体となる樹木

ハリエンジュ（ニセアカシア）、クルミ、ヤナギ

## 7. 採取の条件、木の枝等の持ち帰り等について

- (1) 割当てられた伐採区画内の樹木については、原則的には全て伐採するものとし、伐採した木について、すべて持ち帰るものとします。ただし、非常に大きい樹木等、技術的に伐採が難しい樹木については残しても問題ありません。その際は、出張所または事務所担当までご連絡ください。

また、根及び細断された枝（直径2cm程度）については、置いていくことも可能としますが、1～2箇所にとめるなど、出来るだけ整理して下さい。

- (2) 割当てられた伐採区画内及び作業箇所について、日々の作業終了後には常に整理整頓に心掛けて下さい。

- (3) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

## 8. 作業環境

作業に伴う進入路、車止めは、資料-3のとおり。

(進入路の整備は、11月下旬から12月上旬を目処に実施する予定です。)

## 9. 作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策等について

作業にあたり下記について、注意して実施して下さい。河川利用者や採取者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（甲府河川国道事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

- (1) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。
- (2) 指定された区間以外の樹木は伐採しないで下さい。
- (3) 隣接する区画との作業の調整については、採取者間で適切に実施して下さい。
- (4) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (5) 採取者が樹木等の伐採及び樹木の搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (6) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、採取者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、採取者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (7) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (8) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、採取者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。
- (9) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。  
なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。
- (10) 指示又は指導を行っても改善されない場合は、書面による是正の指導を行い、それでも改善されない場合は、許可を取り消す場合があります。  
その場合、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。  
また、以降の「公募型樹木等伐採」において、申請者の選定から除外する場合があります。
- (11) 木がうまく切れなかった場合や安全に作業が難しい場合は出張所に連絡してください。

## 10. 採取料徴収

今回は、河川法に基づく採取料の徴収を行わないものとします。(営利目的を除く。)

### 11. 完了報告

採取者は、採取が完了したときに、河川管理者に報告を行うこととします。

### 12. 履行確認

完了報告の後に、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

### 1 3. 説明会

説明会は行わないものとします。

### 1 4. その他

(1) 応募に当たっては、予め現地を確認して下さい。

(2) 2. (3) の伐採地区について、伐採区画の希望は「第2希望」まで申請できるものとします。「第2希望」の当選は、「第1希望」の区画に当選できなかった場合で、且つ「第2希望」の区画に他の当選者がいない場合とします。

(3) 「複数の区画の採取」を希望する場合は、それを申請できるものとします。(上限はありません。)

ただし、応募者が多い場合には、その状況に応じ、採取できる区画数は適宜こちらで調整し、減じます。(詳細は、申請様式の記入要領を参照して下さい。)

(4) 「希望する区画番号」がある場合は、それを申請できるものとします。

ただし、希望した区画が他の希望者と重複した場合は、抽選で選定します。(詳細は、申請様式の記入要領を参照して下さい。)

(5) 「第1希望」または「第2希望」の伐採地区で当選者がいない空き区画がある場合、その空いている区画の伐採を希望することができます。(区画の指定はできません。詳細は、申請様式の記入要領を参照して下さい。)

(6) 募集開始後に、台風等の出水により現地の状況が変わり、区画割りを変更したり、募集を取り止めたりする場合がありますので、予め御了承下さい。

### 1 5. 応募要領及び応募様式に対する質問

(1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出

① 提出方法：質問する場合は、書面（メール、郵送、持参又はFAX）により提出して下さい。質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、メールアドレス、FAX番号等を記載して下さい。なお、企業の場合は担当の部署等を記載して下さい。

② 提出先：甲府河川国道事務所 河川管理課（住所等は「17. 連絡先等」参照）  
メールの場合は以下のメールアドレスへ送信して下さい。

メールアドレス：[ktr-kf-koubo@mlit.go.jp](mailto:ktr-kf-koubo@mlit.go.jp)

メールの件名を「【公募型樹木等伐採への質問】〇〇 〇〇（氏名）」として下さい。また、容量を3MB以内に納めて下さい。

③ 受付期間：回答方法により以下の通りとします。

メールで回答を希望される場合は、令和7年10月6日（月）から令和7年10月27日（月）までとします。郵送で回答を希望される場合は令和7年10月21日（火）までとします。

（質問書を持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分

から17時15分まで。)

(2) 質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へメール、郵送又はFAXで回答を行います。

②回答日：回答の準備が出来次第送付します。

16. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の申請は無効とし、無効の申請を行った者を採取者としていた場合には、その選定を取り消します。

17. 連絡先等

関係連絡先、郵送先等は以下の通りです。

	名 称	所在地（郵便番号・住所）	電話番号 FAX 番号
ア	甲府河川国道事務所 河川管理課	〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1	(電話)055-252-8888 (FAX)055-252-8891
イ	甲府河川国道事務所 笛吹川出張所	〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏720-3	(電話)055-262-2821 (FAX)055-263-5420
ウ	甲府河川国道事務所 富士川上流出張所	〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門645	(電話)055-272-0040 (FAX)055-272-6398
エ	甲府河川国道事務所 富士川中流出張所	〒409-2305 山梨県南巨摩郡南部町内船4544-2	(電話)0556-64-2310 (FAX)0556-64-3554
オ	甲府河川国道事務所 富士川下流出張所	〒416-0909 静岡県富士市松岡官有無番地	(電話)0545-61-0078 (FAX)0545-64-9147

※上記イ～オ各出張所へ申請書を持参する場合は、職員が不在の場合がありますので、予め電話連絡をして下さい。

# 応募様式

令和7年 月 日

甲府河川国道事務所長 殿

## 応募者

個人  団体（企業）

団体名： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

〒： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

令和7年10月6日（月）付で公募された、河川敷内の樹木伐採について募集します。  
応募にあたり、応募要領の内容を確認し、内容を了承し、虚偽のないことを申し添えます。

## 記

### 1. 希望する箇所、区画数、及び、区画番号

採取を希望する箇所の「第1希望」の欄に○印を記入して下さい。（1箇所のみ）

採取を希望する箇所の「希望区画数 ※2」、「希望する区画番号 ※3」を記入して下さい。

空き区画の割り振りは事務局の判断で行います。詳しくは記入要領をご確認ください。（※4）

伐採地区	河川名	第1希望	第2希望 ※1	希望区画 数※2	希望する 区画番号 ※3	第1希望または第2希望 の地区で余った区画の伐 採を希望する ※4	余った区画の 希望区画数
① 山梨県山梨市北地先	笛吹川 右岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
② 山梨県笛吹市一宮町田中地先	笛吹川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
③ 山梨県中央市浅利地先	笛吹川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
④ 山梨県南アルプス市上高砂地先	釜無川 右岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
⑤ 山梨県甲斐市竜王地先	釜無川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
⑥ 山梨県南巨摩郡身延町丸滝地先	富士川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
⑦ 静岡県富士市木島地先	富士川 右岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

### 2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

薪（ストーブ、その他燃料、等）

その他の目的（ \_\_\_\_\_ ）

### 3. 採取を希望する河川産出物の種類： 樹 木

### 4. 採取の期間

作業予定日数： 令和7年12月15日（月）から令和8年2月27日（金）までの内、 \_\_\_\_\_ 日間を予定

### 5. 現地の確認状 ※可能な限り現地状況を確認してから応募してください。

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

まだ確認していない

## 6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法)  チェンソーにより伐採を行う。  
 ノコギリにより伐採を行う。  
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法： )
- (小割方法)  伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。  
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。  
 その他の方法により小割・運搬を行う。(方法： )
- (運搬方法)  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。  
 伐採材は、( t )トラックにより日々搬出する。  
 その他の方法により運搬を行う。(運搬方法： )
- (伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。  
 その他の伐採順序 ( )
- (枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。  
 発生した枝葉は、一箇所に集積する。  
 その他の方法により処理を行う。(処理方法： )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

--

## 7. 応募者の連絡先

- 電話番号 : \_\_\_\_\_
- 緊急連絡先 : \_\_\_\_\_ ※ 緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。
- メールアドレス : \_\_\_\_\_ ※ 可能な限り記入して下さい。

## 8. 公募伐採の応募資格について

1) 参加資格の合致状況 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)

- 過去3年間に「公募型樹木等伐採」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
- 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

2) 安全対策等の実施の有無 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)

- 応募要領 9. 「作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策について」を遵守します。

# 応募様式(記入要領)

令和7年 月 日

甲府河川国道事務所長 殿

## 応募者

個人  団体(企業)

団体名: ○○○(団体名を記入)

氏名: 富士川 太郎

〒: 400-8578

住所: 山梨県甲府市○○町○-○-○ ○○ハイツ ○○○

令和7年10月6日(月) 付けで公募された、河川敷内の樹木伐採について募集します。

応募にあたり、応募要領の内容を確認し、内容を了承し、虚偽のないことを申し添えます。

## 記

### 1. 希望する箇所、区画数、及び、区画番号

採取を希望する箇所の「第1希望」の欄に○印を記入して下さい。(1箇所のみ)

採取を希望する箇所の「希望区画数 ※2」、「希望する区画番号 ※3」を記入して下さい。

空き区画の割り振りは事務局の判断で行います。詳しくは記入要領をご確認ください。(※4)

伐採地区	河川名	第1希望	第2希望 ※1	希望区画 数※2	希望する 区画番号 ※3	第1希望または第2希望の 地区で余った区画の伐採を 希望する ※4	余った区画の 希望区画数 ※4
① 山梨県山梨市北地先	笛吹川 右岸	○		2	1と2	<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	2
② 山梨県笛吹市一宮町田中地先	笛吹川 左岸		○	1	3～6	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
③ 山梨県中央市浅利地先	笛吹川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
④ 山梨県南アルプス市上高砂地先	釜無川 右岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
⑤ 山梨県甲斐市竜王地先	釜無川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
⑥ 山梨県南巨摩郡身延町丸滝地先	富士川 左岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
⑦ 静岡県富士市木島地先	富士川 右岸					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

### 2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

薪(ストーブ、その他燃料、等)

その他の目的 ( )

### 3. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

### 4. 採取の期間

作業予定日数 : 令和7年12月15日(月)から令和8年2月27日(金)までの内、 15 日間を予定

### 5. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

まだ確認していない

# 応募様式(記入要領)

の箇所に記入、若しくは入力して下さい。

の箇所は、チェック(レ)を入れるか、塗りつぶし(■)をして下さい。

← 個人による応募か、団体による応募かのどちらかにチェックして下さい。

← 団体の場合、団体名を記入して下さい。個人による応募の場合は記入不要です。

← 団体の場合、連絡担当者の所属・氏名を記入して下さい。

← 各種書類を郵送する際の郵便番号、住所を記入して下さい。

← 応募に当たっては、応募要領の内容を良く確認して下さい。

← 資料-1(位置図)、資料-2(採取区域図)、資料-3(進入路)、また、現地を確認の上、記入して下さい。

#### ※1 「第2希望」の欄について

伐採地区について「第2希望」がある場合は、「第2希望」の欄に○印を記入し(1箇所のみ)、「希望区画数」、「希望する区画番号」を記入して下さい。「第2希望」の当選は、「第1希望」の地区に当選できなかった場合で、且つ「第2希望」の区画に希望者がいない場合とします。「第1希望」の箇所以外を希望しない場合は、何も記入しないで下さい。

#### ※2 「希望区画数」の欄について

「複数の区画の採取」を希望する場合は、その区画数を記入して下さい。(上限はありません。)  
(ただし、応募状況に応じて採取区画数は適宜こちらで調整し、減じます。)  
記入されていない場合は「1区画のみを希望している。」と見なします。

#### ※3 「希望する区画番号」の欄について

採取を希望する区画がある場合は、その区画番号を記入して下さい。ただし、希望する区画が他の希望者と重複した場合は、抽選で選定します。希望する区画が無く、どの区画でも良い場合は、記入は不要です。その場合は、こちらで設定します。

#### ※4 「第1希望または第2希望の地区で余った区画の伐採を希望する」及び「余った区画の希望区画数」について

第1希望または第2希望の伐採地区内で、当選者がおらず、空きとなった区画の伐採を希望する場合は、「する」に■を記入してください。「余った区画の希望区画数」以内で割り振りますが、事務局の判断で割り振りますので、場所等をご希望に添えない可能性があります。また、第1希望若しくは第2希望の伐採地区で当選区画があった場合は、当選区画が属する伐採地区内で空き区画があった際に割り振りを行います。

← その他の目的の具体的な内容を、( )に記入して下さい。

← 記入は不要です。(今回採取する河川産出物は「樹木」です。)

← 申請時点における予定を記入して下さい。(後ほど変更となっても構いません。)

伐採期間は、令和7年12月15日(月)から令和8年2月27日(金)までです。

← 現地確認の有無を記入して下さい。

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法)  チェンソーにより伐採を行う。  
 ノコギリにより伐採を行う。  
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法: )
- (小割方法)  伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、人力によりトラックまで運搬する。  
 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。  
 その他の方法により小割・運搬を行う。(方法: )
- (運搬方法)  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。  
 伐採材は、( t)トラックにより日々搬出する。  
 その他の方法により運搬を行う。(運搬方法:  ハイエースで運搬 積載量 約1t)
- (伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。  
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。  
 発生した枝葉は、一箇所に集積する。  
 その他の方法により処理を行う。(処理方法: )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

7. 応募者の連絡先

- 電話番号 : --
- 緊急連絡先 : -- ※ 緊急連絡先は平日の日に中に連絡がとれる番号を記入して下さい。
- メールアドレス : @.jp ※ 可能な限り記入して下さい。

8. 公募伐採の応募資格について

- 1) 参加資格の合致状況 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)
- 過去3年間に「公募型樹木等伐採」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者ではない。
  - 直近1年間の税を滞納している者ではない。
  - 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
  - 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
  - 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
- 2) 安全対策等の実施の有無 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)
- 応募要領 9. 「作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策について」を遵守します。

応募様式(記入要領)

- ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
- ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
- ← トラックの積載重量を、()に記入して下さい。
- ← 運搬方法とおおよその積載量を、()に記入して下さい。
- ← その他の伐採順序を具体的に、()に記入して下さい。
- ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
- ← その他、作業に関する事項を、()に記入して下さい。
- ← 緊急連絡先は平日の日に中に連絡がとれる番号を記入して下さい。(電話番号と同じでも構いません)
- ← 郵送・持参で申し込まれた方でメールアドレスを記載した方には、送受信確認のために事務所担当からメール連絡をします。
- ← 自己申告です。虚偽の記載が無いようにして下さい。  
虚偽の記載が発覚した場合は、選定・許可を取り消す場合があります。

## 【参考1】公募型樹木等伐採における手続きの流れ

	手続き行程	期間(予定)	手続き実施		手続きの手段					手続きに必要な書類 (※5)	
			伐採者	国交省	郵送 (※2)	持参 (※3)	メール (※4)	FAX (※3)	備考・その他		
1	採取者の公募	R7.10.6 ~ R7.10.31		○						1)当事務所のHP 2)事務所及び各出張所で配布	
2	公募型樹木等伐採への 応募申請	R7.10.6 ~ R7.10.31	○		○	○	○	×			①応募様式
3	実施者の選定 選定結果の通知	R7.10.31 ~ R7.11.12		○	○		○			当事務所からメール送付若しくは郵送します。 ※ 郵送の場合は、11月12日を過ぎて到着する 場合があります。	
4	河川法許可の申請 (河川法25条)	R7.11.10 ~ R7.11.21	○		○	○	○	×			②河川法許可申請書 ③作業計画書
5	河川法許可審査 許可書の発行 (河川法25条)	R7.11.10 ~ R7.12.8		○	○					当事務所から郵送します。 (メール連絡が可能な方には、着手届、完了届 及びアンケートのエクセルデータも送ります。)	
6	樹木伐採の着手	R7.12.15 ~	○		○	○	○	○			④着手届
7	樹木伐採の完了	~ R8.2.27	○		○	○	○	○			⑤完了届

※1 期間については、現時点における予定です。変更する場合があります。

※2 郵送する場合の住所

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1 甲府河川国道事務所 河川管理課 宛

※3 応募要領を持参する場合の住所・連絡先等

(イ)~(オ)の各出張所に持参する場合は、平日でも不在の場合があるので、出掛ける前に必ず電話連絡して下さい。

名称	所在地住所	電話番号	FAX番号
ア 甲府河川国道事務所 河川管理課	山梨県甲府市緑が丘1-10-1	055-252-8888	055-252-8891
イ 甲府河川国道事務所 笛吹川出張所	山梨県笛吹市石和町唐柏720-3	055-262-2821	055-263-5420
ウ 甲府河川国道事務所 富士川上流出張所	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門645	055-272-0040	055-272-6398
エ 甲府河川国道事務所 富士川中流出張所	山梨県南巨摩郡南部町内船4544-2	0556-64-2310	0556-64-3554
オ 甲府河川国道事務所 富士川下流出張所	静岡県富士市松岡官有無番地	0545-61-0078	0545-64-9147

※4 メール送信する場合のメールアドレス ktr-kf-koubo@milit.go.jp

※5 手続きに必要な書類の様式等については、郵送時に同封します。